令和８年（フ）第２３６５号
大阪府寝屋川市池田西町３番９―301号
破産者　藤川　壽夫
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２４７９号
大阪市北区大淀北１丁目５番29―806号
破産者　鳥羽　芳美
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２５７６号
大阪府東大阪市菱屋東２丁目17番17号
破産者　福井　皓輝
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２５７９号
大阪府高槻市富田町４丁目１番13―304号
破産者　笹部龍知穂
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２６７５号
大阪府摂津市庄屋２丁目５番６号
破産者　植田　　誠
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２７４５号
兵庫県尼崎市小中島３丁目１番７号　ヴォロンテ　Ａ号
破産者　加藤　智仁
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２８９５号
大阪市都島区友渕町１丁目３番32―502号
破産者　池上　晋平
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３０７１号
堺市中区東山1012番地３
破産者　齊藤　静男
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３１０７号
大阪市平野区平野上町１丁目12番26号　ヴァイスハイト平野　201号
破産者　渡部　実希
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３１２３号
大阪市阿倍野区昭和町１丁目21番６―510号
破産者　飯野　裕介
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３１３８号
大阪市住之江区新北島３丁目８番19―706号
破産者　髙橋　匠導
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３１５８号
大阪府池田市鉢塚１丁目７番17―203号
破産者　北川　宏樹
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３２７３号
大阪府大東市氷野３丁目11番１号　椿本チエイン大東寮
破産者　明神　数長
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３２７４号
大阪府大東市氷野３丁目11番１号　椿本チエイン大東寮
破産者　明神　惠子
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１９０号
大阪府柏原市大県２丁目５番９―305号　エクセル昴
破産者　桑江　潤二
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第３２７号
兵庫県姫路市大塩町119番地２　エルドラド102号
破産者　石原　和明
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第２３号
福岡県北九州市戸畑区正津町９番18―702号、開始決定時の住所香川県坂出市駒止町二丁目１番26―701号　ＧＲＡＮＤＩＡ学園通り
破産者　西辻　博之
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和７年（フ）第２２号
愛媛県南宇和郡愛南町大成川570番地、前住所愛媛県松山市古川西２丁目５番７号ナチュラルリーフ松山401号
破産者　清水　まゆみ
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

令和８年（フ）第１７号
愛媛県南宇和郡愛南町緑甲646番地２
破産者　吉良　博典
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部